

動物愛護法を知っていますか？



動物は命あるもの

人と動物の共生

飼い主の責任と義務

動物取扱業の規制

どうぶつふくし
動物への思いやり

愛護動物(第44条)とは:

牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの

愛護動物にこんなことをすると罰せられます。

みだりな
殺 **傷**
さつ しょう



傷つけたり殺してしまう。

1年以下の懲役または100万円以下の罰金

みだりに、給餌・給水をやめて衰弱させるなどの

虐待
ぎやく たい

善く不衛生な場所で飼育し、
給餌又は給水を十分与えず、
愛護動物を不衛生な状態に
陥らせる行為も虐待に該当



エサや水を与えなかったり汚い場所で飼ったりする。

50万円以下の罰金

い **遺** き **棄**
き



捨ててしまう。

50万円以下の罰金

「改正 動物の愛護及び管理に関する法律 2006年6月施行」

当協会は、動物の虐待、不平等な飼育、無責任な放棄を防ぐため、
「いのち」を大切にすることを育むために、日々努力しております。ご支援をお願いいたします。